

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例及び霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例及び霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

平成25年8月27日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例及び霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第277号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第8号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

別表中

「霧島市国分福島一丁目23番29-4、6、10、12号	木造平家建	4	」を		
「霧島市国分福島一丁目23番29-4、12号	木造平家建	2	」に、		
「久保山住宅	霧島市溝辺町崎森3006番地9	木造平家建	1	昭和33	」を
	霧島市溝辺町崎森2812番地2	簡易耐火構造平家建	10	昭和47	
	霧島市溝辺町崎森2812番地2	簡易耐火構造平家建	10	昭和49	
「久保山団地	霧島市溝辺町崎森2812番地2	簡易耐火構造平家建	10	昭和47	

	霧島市溝辺町崎森2812番地 2	簡易耐火構造平 家建	10	昭和49		」に、
「	宮下住宅	霧島市横川町中ノ974番地	木造平家建	1	昭和29	
		霧島市横川町中ノ974番地	簡易耐火構造平 家建	10	昭和43	」を
「	宮下住宅	霧島市横川町中ノ974番地	簡易耐火構造平 家建	10	昭和43	」に、
「	霧島市横川町中ノ506番地	木造平家建	2			」を
「	霧島市横川町中ノ506番地	木造平家建	1			」に、
「	霧島市横川町中ノ4810番地	木造平家建	5			」を
「	霧島市横川町中ノ4810番地	木造平家建	4			」に改め、山住住宅 の部を削り、
「	霧島市牧園町宿窪田1226番地 1、1226番地2	木造平家建	3			」を
「	霧島市牧園町宿窪田1226番地1	木造平家建	1			」に、
「	霧島市隼人町東郷一丁目216番地	木造平家建	4			」を
「	霧島市隼人町東郷一丁目216番地	木造平家建	3			」に、
「	霧島市隼人町姫城2538番地	木造平家建	4			
	霧島市隼人町姫城2538番地	木造平家建	2			」を
「	霧島市隼人町姫城2538番地	木造平家建	3			
	霧島市隼人町姫城2538番地	木造平家建	1			」に、
「	霧島市隼人町住吉1878番地2	木造平家建	4			」を
「	霧島市隼人町住吉1878番地2	木造平家建	1			」に、
「	霧島市隼人町住吉596番地	木造平家建	13			」を
「	霧島市隼人町住吉596番地	木造平家建	11			」に改める。

(霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第278号）の一部を次のように改正する。

別表第1中牧場住宅3号の項、万膳住宅の項、東高千穂住宅の項及び西高千穂住宅の項を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例第6条第2項第8号の改正規定は、平成26年1月3日から施行する。

#### (提案理由)

平成25年6月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正され題名が改められたことに伴い、及び老朽化した市営住宅及び市営単独住宅の取壊しを行うため、本条例の所要の改正をしようとするものである。